ご旅行条件書(海外手配旅行)

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に 定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- ① お客様と日本橋夢屋(以下あわせて当社といいます)とは、手配旅行契約(以下 「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- ② 当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- ③ 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用 (以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- ④ 旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- ① 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金の 20%相当額の申込金を添えてお申込みください。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払ください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目に当る日以降にお申込みの場合は、 旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払ください。
- ② 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立します。
- ③ 上記①にかかわらず、次の(ア)(イ)に該当する場合はお申込金の支払を受ける ことなく契約が成立します。
- (ア) お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡しした時点、郵送の場合は発送した時点、FAX および E メールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。)
- (イ)旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示 した書面をお渡しする場合。(当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となり ます。)

3. お申し込み条件

高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体のご不自由な方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。

4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

- ① 旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。)は契約書面に記載した日までにお支払いください。
- ② 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の 変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更す ることがあります。
- ③ 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。
- ④ 当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含む)や取消料、違約料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由または各国政府や大使館・領事館の事由等、当社に起因する事由以外の事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

7. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の(ア)~(ウ)の料金を申し受けます。

- (ア) 変更のために運送・宿泊機関等に支払う変更料・取消料・違約料(すでに航空券を発券している場合払戻手数料を含みます。)
- (イ) 当社所定の変更手続料金
- (ウ) 日程変更に伴う運賃や宿泊費用、その他旅行サービス等の差額

8. 旅行契約の解除

- ① お客様は次の(ア)~(ウ)の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
 - (ア) お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない 旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に 支払う費用(すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。)
 - (イ) 当社所定の取消手続料金
 - (ウ) 当社が得るはずであった取扱料金
- ② 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ③ お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の(ア)~(ウ)の料金をお支払いいただきます。
 - (ア) お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない 旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に 支払う費用
 - (イ) 当社所定の取消手続料金
 - (ウ) 当社が得るはずであった取扱料金

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある 代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- ① 当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の旅行 契約の締 結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関 する取引等を契約 責任者との間で行います。
- ② 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- ③ 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
- ④ 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- ⑤ 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。
- ⑥ 旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任

- ① 当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- ② 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下手配代行者といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- ③ 手荷物について生じた本項②の損害につきましては、本項②の規定にかかわらず損害 発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償 いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最 高15万円まで(当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

11. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、 当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

12. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」こと(以下「通信契約」)を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受ける場合があります。 「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

- ① 通信契約による旅行契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はそのした時に、E メールおよび FAX で通知する場合はその通知がお客様に到着した時に成立します。申込み時には「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。=第2項②関連
- ② 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は 払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅 行サービスをお客様に通知した日とします。また、第8項に定める「契約解除に係 る所定の料金」は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日か ら起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。=第5項、第8項関連
- ③ 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第 8 項③の料金を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

13. 海外危険情報について

渡航先によっては、「危険情報」「感染症危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ: https://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。

14. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ: http://www.forth.go.jp/」でご確認ください。

15. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

16. 個人情報の取扱い

当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社らは、 以下(ア)~(オ)にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (ア) 当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- (イ)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- (ウ) アンケートのお願い
- (エ)特典サービスの提供
- (オ)統計資料の作成

17. その他

- ① お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- ② お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- ③ 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。